

はじめに

鳥取県教育委員会では、平成16年5月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を策定、平成25年3月には、鳥取県のめざす子どもの姿を「遊びきる子ども」とし、その後もプログラムの改訂を行いながら、幼児教育の充実や国に先んじての幼保小の接続・連携に向けた取組を進めてきました。

近年、社会や子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中、幼児教育においても大きな動きがありました。

令和4年3月に文部科学省が策定した、すべての子どもの学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」において、5歳児から小学校1年生の2年間を生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる重要な「架け橋期」と位置付け、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、架け橋期の教育の充実を図り、教育の内容や方法を工夫することが示されました。また、令和6年12月に、文部科学省が次期学習指導要領の改訂を中央教育審議会に諮問されましたが、諮問事項の中でも幼児教育の重要性、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の取組の重要性が示されており、架け橋期の教育を一層充実していくことが求められています。

そうした中、県教育委員会では、令和6年3月に策定した「第4期鳥取県教育振興基本計画」の趣旨を踏まえて、「遊びきる子ども」を育む幼児教育の充実、幼保小連携・接続等の取組を一層推進していくため、「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」として改訂しました。

遊びは、乳幼児期にふさわしい活動であり、「遊びきる」中でたくさんのことを学んでいます。遊びの中で、子どもが身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり挑戦したりして、満足感や達成感を味わう遊びの繰り返しが、非認知能力等、義務教育以降の学びの土台となる力を育むこととなります。育ちと学びの連続性を踏まえ、乳幼児期に育まれた力を引き継ぎ、身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもたちの資質・能力を伸ばすことが重要です。

本プログラムが、県内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等で広く共有され、活用されることにより、鳥取県における幼児教育が更に充実するとともに、各市町村及び幼児教育・学校教育関係者の皆さんの幼児教育に関する理解や幼保小の相互理解が深まるための一助となることを心から願っております。

最後に、本プログラム策定に携わっていただきました「鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」の座長 鳥取大学地域学部副学部長・教授 塩野谷 斉 先生をはじめ委員の皆様、アドバイザーとして御助言をいただいた大阪総合保育大学長 大方 美香 先生、その他関係者の皆様、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



目 次

- 第4次鳥取県幼児教育振興プログラム全体像・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4次鳥取県幼児教育振興プログラム推進の柱・・・・・・・・・・・・・ 2

第Ⅰ章 改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第Ⅱ章 鳥取県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第Ⅲ章 めざす子どもの姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1 遊びきる子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 遊びの中の学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3 育ちと学びの連続性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

「遊びきる子ども」を育むために
「学びの基礎づくり」「豊かな人間性の醸成」「健康な体づくり」と具体的な取組（P17～19）

ふるさとととっとりで遊びきる子どもたち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第Ⅳ章の見方

1 幼児教育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- （1） 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- （2） 幼児教育における環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- （3） 特別な配慮を必要とする子どもへの教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・
保育要領、保育所保育指針 内容（P26～28）

カリキュラム・マネジメントの実施・
確立（P30）

2 保育者の資質・能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- （1） 研修体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- （2） 研修内容の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

鳥取県幼児教育充実期ミドルリーダー
研修会（P48）

研究テーマに基づいた研修計画の作成
（P50）

3 小学校教育との連携・接続推進	53
（１）連携の体制づくり	55
（２）架け橋期の教育の充実	59

子どもの育ちと学びをつなぐための
「3つの『つなぐ』」 (P56)

幼保小の架け橋プログラム
(P61)

4 子育て・親育ち支援の充実	65
（１）「親と子の育ちの場」の充実	67
（２）子育て・家庭教育支援体制の充実	73
（３）地域における園のセンター的機能の整備	77

「とっとり子育て親育ちプログラム」
(P68)

園におけるセンター的機能とは
(P78)

5 地域とともにある幼児教育の推進	79
（１）幼児教育・保育施設と関係機関の連携・協働	81
（２）地域とともにある園づくりの推進	87

幼児教育に関する政策プロ
グラムの策定
(P84)

ふるさとキャリア教育に関
する系統的な取組の推進に
ついて (P88)

地域とともにある学校
づくり
(P90)

第Ⅴ章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用	91
-----------------------	----

1 主な業務内容	91
----------	----

2 主な支援	92
--------	----

資料編

（１）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて	95
（２）幼保小連携・接続のためのポイント	97
（３）ふるさとキャリア教育に関する系統的な取組の推進について	99
（４）「幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」名簿	100
（５）情報提供をいただいた幼稚園・認定こども園・保育所・学校等	101

鳥取県では、鳥取県に誇りと愛着を持ち、自分らしい生き方を実現するとともに、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を育成する「ふるさとキャリア教育」をすべての教育施策の基軸として推進します。

鳥取県教育振興基本計画（令和6年度～10年度）
～未来を拓く教育プラン～
基本理念 自立して心豊かに 幸せな未来を創造する
ふるさとととりの人づくり

＜鳥取県教育振興基本計画＞2（6）幼児教育の充実
鳥取県幼児教育センター、市町村、園・小学校の連携・協力による発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

第4次鳥取県幼児教育振興プログラム

めざす子どもの姿 遊びきる子ども

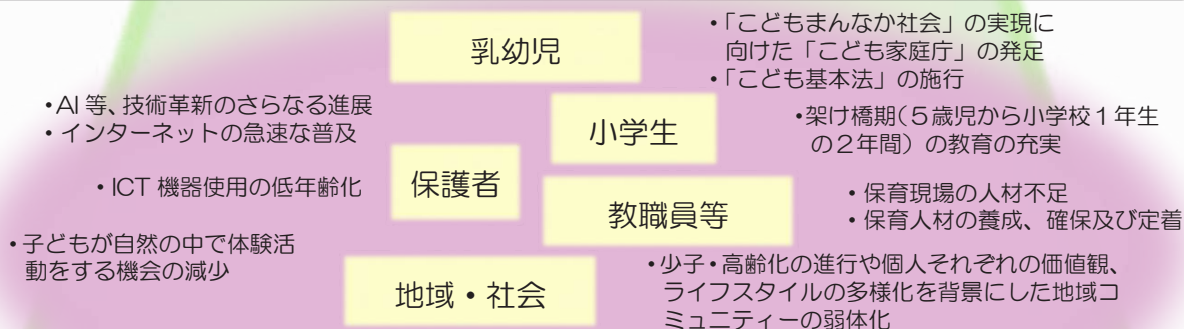
＜「遊びきる子ども」を育むための取組＞

学びの基礎づくり

豊かな人間性の醸成

健康な体づくり

推進の柱	基本方針
1 幼児教育の質の向上	(1) 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開 (2) 幼児教育における環境の充実 (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの教育の推進
2 保育者の資質・能力の向上	(1) 研修体制の整備 (2) 研修内容の充実
3 小学校教育との連携・接続推進	(1) 連携の体制づくり (2) 架け橋期の教育の充実
4 子育て・親育ち支援の充実	(1) 「親と子の育ちの場」の充実 (2) 子育て・家庭教育支援体制の充実 (3) 地域における園のセンター的機能の整備
5 地域とともにある幼児教育の推進	(1) 幼児教育・保育施設と関係組織の連携・協働 (2) 地域とともにある園づくりの推進



鳥取県の特徴

- ・年度当初待機児童数ゼロ、小児医療費の完全無償化(18歳以下)等、子育て環境が整いつつある。
- ・保育所等利用率が高い。
- ・一時預かりや病児・病後児保育等の保育環境の充実が求められる。

背景

【第4次鳥取県幼児教育振興プログラム推進の柱】

本県がめざす子どもの姿「遊びきる子ども」の育成に向けて、以下の5つの推進の柱に基づき、基本方針と目標を設定しています。鳥取県・鳥取県教育委員会と県内全ての幼稚園・認定こども園・保育所等、市町村及び設置者、小学校等の具体的な取組等の指針を示しています。

1 幼児教育の質の向上

基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

- 目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解と実践
- 目標② 教育・保育内容の充実
- 目標③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

基本方針（2）幼児教育における環境の充実

- 目標① 幼児教育における環境の整備・改善

基本方針（3）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の推進

- 目標① 支援体制の整備・充実
- 目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携・協働

2 保育者の資質・能力の向上

基本方針（1）研修体制の整備

- 目標① 体系的な研修計画の整備・充実
- 目標② 組織的・計画的な研修の推進

基本方針（2）研修内容の充実

- 目標① 専門性の向上のための研修の充実
- 目標② 地域における学び合いの場づくり

4 子育て・親育ち支援の充実

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

- 目標① 多様な場を活用した交流機会の提供
- 目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- 目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

基本方針（2）子育て・家庭教育支援体制の充実

- 目標① 関係機関と連携した子育て・家庭教育支援体制の充実
- 目標② 家庭や地域における子育て・家庭教育支援体制の充実

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

3 小学校教育との連携・接続推進

基本方針（1）連携の体制づくり

- 目標① 持続可能な連携の体制づくり
～組織をつなぐ～
- 目標② 連携・交流の推進
～人をつなぐ～

基本方針（2）架け橋期の教育の充実

- 目標① 架け橋期のカリキュラムへの発展
～教育をつなぐ～
- 目標② 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

5 地域とともにある幼児教育の推進

基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係機関の連携・協働

- 目標① 連携体制の構築
- 目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定・改訂
- 目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

基本方針（2）地域とともにある園づくりの推進

- 目標① 地域資源の積極的な活用
- 目標② 子どもをともに育む地域づくり

「遊びきる子ども」の
育成

